施行令」という。）第二条第一項、第三条第一項、第十条第一項若しくは第四項、第十二条第二項若しくは第十六条第二項の申請書、旧石油石炭税法施行令第三条第四項若しくは第十条第六項若しくは同法第十条第七項の書類、旧石油石炭税法施行令第十条第三項若しくは第十九条第五項若しくは同法第二十条第三項の書面、旧石油石炭税法施行令第十四条若しくは第十九条第一項若しくは第二項の申告書又は旧石油石炭税法施行令第十六条第五項の届出書については、なお従前の例による。

2　新石油石炭税法施行令第十三条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、施行日の属する月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月の翌月分）以後の月分の石油石炭税法第十三条第一項の申告書について適用し、施行日の属する月の前月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月分）以前の月分の同項の申告書については、なお従前の例による。

（たばこ税法施行令の一部改正）

第三十一条　たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第四条第一項第一号及び第三項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同条第四項中「以下」を削り、同項第一号及び第六項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第五条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第六条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人又は当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第九条第二項第一号及び第十条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十一条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同条第二項第一号中「以下同じ。）」を削り、「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十二条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第十一条第二項第一号中「氏名、個人番号」とあるのは「氏名」と、「価額（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額）」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。

第十六条第一項第一号及び第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

（たばこ税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　前条の規定による改正後のたばこ税法施行令（以下この条において「新たばこ税法施行令」という。）第二条第一項第一号、第四条第一項第一号、第三項第一号、第四項第一号及び第六項第一号、第五条第二項第一号、第六条第一号、第九条第二項第一号、第十条第一項第一号、第十二条第一号並びに第十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する新たばこ税法施行令第二条第一項、第四条第一項若しくは第四項、第九条第二項若しくは第十条第一項の申請書、新たばこ税法施行令第四条第三項若しくはたばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十四条第一項の書面、新たばこ税法施行令第五条第二項若しくは第六条若しくは同法第十二条第七項の書類又は新たばこ税法施行令第十二条若しくは第十六条第二項の申告書について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前のたばこ税法施行令（以下この項において「旧たばこ税法施行令」という。）第二条第一項、第四条第一項若しくは第四項、第九条第二項若しくは第十条第一項の申請書、旧たばこ税法施行令第四条第三項若しくは同法第二十四条第一項の書面、旧たばこ税法施行令第五条第二項若しくは第六条若しくは同法第十二条第七項の書類又は旧たばこ税法施行令第十二条若しくは第十六条第二項の申告書については、なお従前の例による。

2　新たばこ税法施行令第十一条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、施行日の属する月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月の翌月分）以後の月分のたばこ税法第十七条第一項の申告書について適用し、施行日の属する月の前月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月分）以前の月分の同項の申告書については、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三十三条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第七項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。第十四項第一号において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。同号において同じ。）」に改め、同条第十四項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　前条の規定による改正後の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十八条第七項第一号及び第十四項第一号の規定は、施行日以後に同条第七項の規定により提出する申請書又は同条第十四項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十八条第七項の規定により提出した申請書又は同条第十四項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部改正）

第三十五条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「氏名又は名称及び住所」を「氏名等」に改め、同条中「及び住所（」を「、住所（」に、「同じ。）」を「同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条及び第三条の三において同じ。）」に、「及び住所と」を「、住所及び個人番号又は法人番号と」に改める。